

商業登記・法人登記についてお悩みの方へ

お近くの司法書士が解決します。

「商業登記・法人登記についてわからないことがある…。」

司法書士が丁寧にご説明します。

「誰に相談すればよいのかわからない…。」

司法書士にご相談ください。

商業登記や各種法人の登記について、お悩みでは
ありませんか？

会社や各種法人の登記は、多くの場合、登記事項に
変更が生じた後一定期間内に行わなければならない
ものと定められています。

司法書士は、商業登記・法人登記の専門家として、
依頼者の方にご説明をするとともに、速やかに登記の
申請を代理して行うことができます。お気軽にご相談く
ださい。

まずはお近くの
司法書士会まで
お電話ください。

大阪司法書士会 06-6941-5351

京都司法書士会 075-255-2566

兵庫県司法書士会 078-341-2755

奈良県司法書士会 0742-22-6677

滋賀県司法書士会 077-525-1093

和歌山県司法書士会 073-422-0568

近畿司法書士会連合会 06-6941-1511